150

質問第一五〇号令和四年六月十日提出

憲法第九条の解釈に関する質問主意書

提出者足

立康

史

憲法第九条の解釈に関する質問主意書

上の制 行使は禁じられていない、 二つの異なる考え方を示していただきました。一つは、 平成二十六年五月十五日に公表された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」 という。) という。) 約はないとするもの は、 の報告書 同日の記者会見において、 (以下「報告書」という。) について、安倍晋三総理大臣 また、 (中略) 国連の集団安全保障措置へ もう一つの考え方は、 憲法第九条の解釈の在り方について、 個別的か、 我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能 の参加とい 集団的かを問わず、 った国際法上、 (当時) 「今回の報告 自 衛 合法な活動には (以下「安保法制 (以 下 のための武力の 性がな 1書では、 「安倍総 ある 憲法

上 ず、 しては採用しないということであります。 更に安倍総理は、 自 合法な活動 衛 \mathcal{O} ため \hat{O} には憲法上の制約はないとする」考え方について、 武力の行使は禁じられていない、 同じ会見において、 」と述べられた。 「二つの異なる考え方」のうち前者の また、 国連の集団安全保障措置への参加 $\vec{\Box}$ わゆる芦田修正 個 莂 的 か、 論 (中略) 集団的 とい 0 た国 かを問っ は政府と 際法 わ

限定的に集団的自衛権を行使することは許されるとの考え方」と述べられた。

安倍総理が述べられた「いわゆる芦田修正論」 とは、 報告書に示された「二つの異なる考え方」の一

集団安全保障措置への参加といった国際法上、合法な活動には憲法上の制約はないとする」考え方を指す つ、前者の「個別的か、 集団的かを問わず、 自衛のための武力の行使は禁じられていない、 また、 国連の

と理解して宜しいか、政府の見解を示されたい。

について、政府の見解を示されたい。

7

わゆる芦田修正論について、

政府が

「採用しない」と決定した経緯、

行政過程、

具体的な行政手続き

 \equiv 制懇が 政府が芦田修正論を 「二つの異なる考え方」の一つとして芦田修正論を報告書に明記したにもかかわらず、 「採用しない」と決定した理由について、 政府の見解を示されたい。 特に、 芦田修正 安保法 論

を 「採用しない」と判断した理由について、 政府の見解を示されたい。

兀

を 保障法制 平成二十六年七月一日付けで閣議決定された 切禁じているように見えるが、 \mathcal{O} 整備について」には、 「憲法第九条はその文言からすると、 憲法前文で確認してい 「国の存立を全うし、 る 「国民の平和的生存権」 国民を守るための切れ目のない安全 国際関係における や憲法第十三条が 「武力の 行 使

を踏まえて考えると、 「生命、 由及び幸福追求に対する国民 憲法第九条が、 我が国が自国の平和と安全を維持し、 の権利」 は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めてい その存立を全うするために必 、る趣旨

処し、 この 芦 要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されない。一方、この自衛の措置は、 行使」について、 \mathcal{O} 武力攻撃によって国民の生命、 必要最小限度の 田 1 基本的 修 わゆる芦田修正 国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、 正 論 な論理は、 を採用できない 従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、 「武力の行使」 一論と当該 憲法第九条の下では今後とも維持されなければならない。 \mathcal{O} か、 「基本的な論理」 自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、 は許容される。 場合によっては採用できる可能性もあるの との関係について、 これが、 憲法第九条の下で例外的に許容される 「基本的な論理」 7 わば基・ か、 本的な論 と記述されてい 政 府 を維持したままでは 0 理であ 不正 見解を示された あくまで外国の \mathcal{O} そのため 事態に対 「武力の 中 略

五. 理 が 1 国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容した場合には、 \mathcal{O} 前 を見直す余地があるのか、 か、 記四 あるい \mathcal{O} 「基本的な論理」 は、 パ ワーバランスの変化や技術革新の急速 は、 政府の見解を示されたい。 憲法第九条の下では、 *(*) かなる場合にあっても維持され な進展、 憲法第九条の下であっても、 大量 一破壊兵器などの脅威等に なけ 「基本的 れば より ならな にな論 我

1